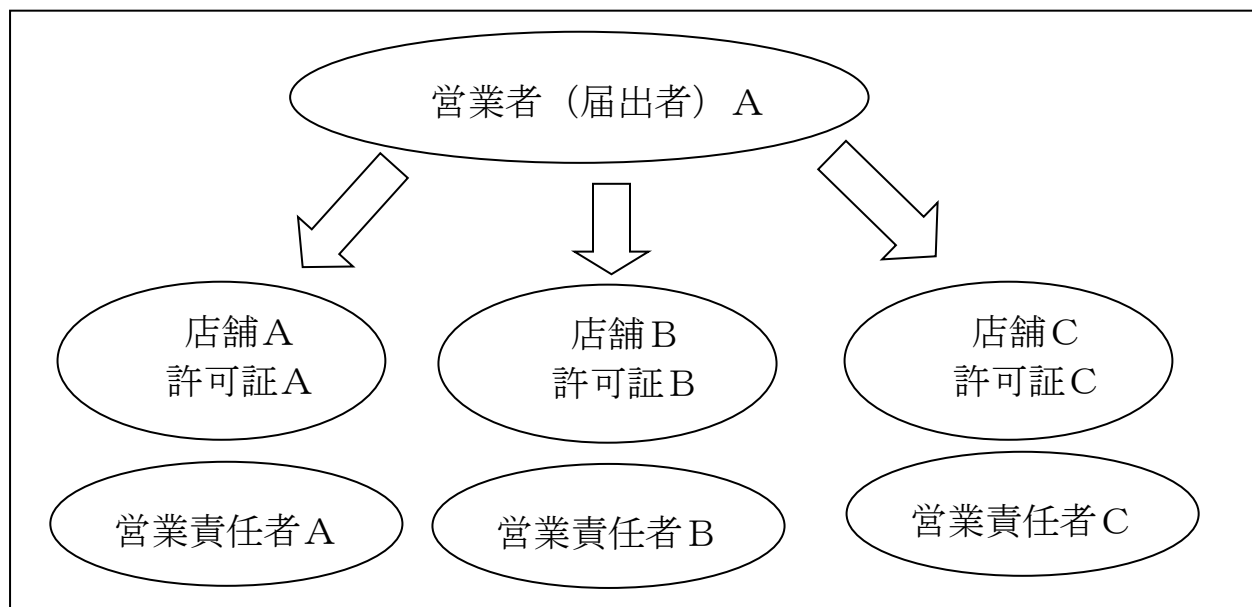


■ 「河津桜まつり露店等の営業届出書」添付書類について

添付書類	注意事項
営業許可証（露店）の写し	・ 静岡県（県内政令市含む）が発行する営業許可証（露店）のみ届出が可能。 ・ 個人については、許可証１枚につき１店舗のみ届出が可能。 複数の店舗を営業する場合は、各々の店舗に許可証および営業責任者の配置が必要。（町から“また貸し”防止のために要請します。） ※以下の運用モデル参照 ・ 法人については露店営業許可証１枚で複数の店舗の届出が可能。 （営業責任者は各々の店舗に配置すること。） ・ 営業責任者は食品衛生責任者等の有資格者を配置すること。 （食品衛生責任者等は複数店舗を兼任することは不可）
食品衛生責任者等を証明する書類の写し	・ 食品衛生責任者養成講習会修了証や調理師免許等の書類。
酒類販売業免許書類 提出誓約書	・ 申請先は下田税務署。 ・ 申請は２週間前までに行うこと。
建築許可・確認申請 道路工事承認申請	・ 町建設課に申請。
農地転用許可証	・ 届出者が農地転用許可を受けること。 ・ 許可は町農業委員会に申請
土地使用承諾書	・ 届出者が土地利用の承諾を得ること。
届出者の住民票等	・ 届出者が個人の場合には本人の住民票（写） ・ 法人の場合は現在事項証明書等の登記事項証明書（写）
河津桜まつり実行委員会賛助会加入申込書・加入証の写し	・ 河津桜まつり実行委員会（河津町観光協会）で手続き後、町へ提出すること。

個人の露店商許可運用モデル



※個人が複数の露店を営業する場合、上図のようになります。

「河津桜まつり露店等の営業届」に伴う届出書類について

届出者は、「河津桜まつり露店等の営業届出書」に下表の添付書類を添えて提出すること。

（各添付書類の詳細については裏面を参照。）

※営業の種類が「その他」については、内容に応じた添付書類を添えて提出すること。

申請内容の種類 添付書類	個 人		法 人	
	露店営業	駐車場営業	露店営業	駐車場営業
河津桜まつり健全運営に 対する誓約書	○	○	○	○
営業許可証（露店）の写し	△		△	
食品衛生責任者を 証明する書類の写し	☆		☆	
酒類販売業免許書類提出誓約書	▽		▽	
建築許可・確認申請 道路工事承認申請	◎	◎	◎	◎
農地転用許可の写し	□	□	□	□
土地使用承諾書	◇	◇	◇	◇
住民票※	○	○		
登記事項証明書※ （現在事項証明書等）			○	○
河津桜まつり実行員会 賛助会加入申込書の写し	○	○	○	○
河津桜まつり実行員会 賛助会加入証の写し	○	○	○	○

- （備考）
- 欄内の○印が必要となる書類
 - △印は、露店営業にあたり必要なものを提出。
 - ☆印は、露店営業許可証の名義と営業責任者の名義が異なる場合に提出。
 - ▽印は、酒類の販売で許可が必要な場合に提出。
 - ◎印は、建築許可・確認、道路工事承認が必要な場合に提出。
 - 印は、農地で営業する場合に提出。
 - ◇印は、借地で営業する場合に提出。
 - ※現在のものを提出。コピー可。